

羽曳が丘町会連合会会則

(名称)

第1条 本会は羽曳が丘町会連合会と称し、その事務局を第一集会所に置く。

(目的)

第2条 本会は羽曳が丘地区居住者の福祉の向上と、健全で快適な生活の環境づくりを目的とし、次の各項の要件を遂行する。

1. 組織内相互の連絡・調整と情報交換および親睦
2. 関係機関・団体との連絡および折衝
3. その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 本会は、羽曳が丘地区の各町会・自治会をもって組織し、羽曳が丘地区地区長会を兼ねる。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 6名
- 会計 1名（但し、副会長が兼務する）
- 理事 18名（町会長・自治会長に委嘱）

(役員を選出)

第5条 本会の役員は次の方法によって選出する。

1. 会長・副会長は「役員選考委員会」が候補者を指名し、理事会において選任する。
2. 「役員選考委員会」の構成は次のとおりとし、選考委員は当年度役員・理事の互選によって決める。
 - ・会長、副会長より 2名
 - ・理事より 3名
3. 会計は会長が副会長の中から指名する。

(役員任期)

- 第6条
1. 会長、副会長の任期は1期2年とする。但し、再任は妨げない。
 2. 会長、副会長に欠員が生じたときは補充することとし、その任期は前任者の残任期間とする。
 3. 会長、副会長は75歳を定年とする。但し、任期中はその限りではない。
 4. 理事の任期は原則1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。
 5. 会長、副会長の罷免は、理事会において3分の2以上の同意をもって議決することができる。

(役員任務)

- 第7条
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐するとともに、年度分担表に定める職務を担当する。
 - (1) 会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - (2) また、会長が特に指示したときは、その職務を代行する。
 3. 会計は本会の経理を担当し、期首には前期の決算報告および当期の予算案を総会に諮る。
 4. 理事は所属町会・自治会の代表として、町会・自治会運営に責任を持ち住民の意思を掌握し、本会に反映させる。

(会計監査)

- 第8条 1. 本会に会計監査1名を置く。
2. 会計監査は会長が羽曳が丘地区住民の中から相応しい人材を選んで委嘱する。
3. 会計監査の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
4. 会計監査は本会の決算について監査を行い、監査結果を総会に報告する。

(顧問)

- 第9条 本会は必要に応じ、顧問をおくことが出来る。但し、理事会の同意を要する。任期は2年とする。

(会議)

- 第10条 本会は次の会議をもち、会長が必要に応じ招集する。但し、構成員の3分の1以上の要請があったとき、会長は速やかに会議を招集しなければならない。
1. 役員会は会長、副会長で構成し、事業の企画、立案および重要事項について協議する。
 2. 理事会は会長、副会長および理事で構成し、原則として毎月第二土曜日に開催して事業の企画、執行およびその他の重要事項を審議し決定する。理事欠席の場合は理事の指名する代理者を出席させる。
 3. 新旧理事による理事会は通称「総会」と称し、新旧の会長、副会長および理事で構成し、年度初めに決算及び予算案等を審議し決定する。
 4. 会議の定足数は2分の1以上とし、議決は出席者の過半数をもって成立する。

(会計)

- 第11条 1. 本会の経費は、各町会の分担金および助成金・寄付金などをもって充てる。
2. 各町会・自治会からの分担金は別に定める。
3. 本会の会計は「一般会計」、集会所運営のため「集会所会計」および集会所維持・管理等のため「特別会計」を設ける。
4. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(集会所)

- 第12条 本会は第2条の目的達成のため集会所を設置し、地区居住者の施設として適正に管理運営するものとする。

(会則の変更)

- 第13条 本会則は必要に応じ、理事会の議決によって改定することができる。但し、その議決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(附則)

1. 本会則は昭和39年4月1日より施行する
2. 本会則は一部改定し、平成11年4月1日より施行する。
3. 本会則は各条文、文言ともに大幅に改定し、平成14年10月1日より施行する。
4. 本会則は一部改定し、平成17年4月1日より施行する。
5. 本会則は一部改定し、平成17年11月12日より施行する。
6. 本会則は一部改定し、平成18年4月1日より施行する。
7. 本会則は一部改定し、平成19年4月1日に遡及して施行する。
8. 本会則は一部改定し、平成20年4月1日より施行する。
9. 本会則は一部改定し、平成21年5月1日に遡及して施行する。
10. 本会則は一部改定し、平成22年4月1日に遡及して施行する。
11. 本会則は一部改定し、平成23年6月11日より施行する。
12. 本会則は一部改定し、平成29年4月1日より施行する。